

厚岸町条例第20号

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例

厚岸町都市計画税条例（昭和42年厚岸町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第13項中「第34項、第37項若しくは第45項」を「第33項、第36項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。